

# 官報

## 号外 昭和四十年五月十一日

昭和四十年四月二十三日 參議院議長 船田 中殿 重宗 雄三

### ○第四十八回 衆議院會議錄 第四十二号

昭和四十年五月十一日(火曜日)

議事日程 第四十号

昭和四十年五月十一日

午後二時開議

第一 造船法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第二 關稅及び貿易に關する一般協定を貿易及び開發に關する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求める件

第三 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 造船法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

港則法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

日程第二 關稅及び貿易に關する一般協定を貿易及び開發に關する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求める件

日程第三 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 造船法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

港則法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

日程第二 關稅及び貿易に關する一般協定を貿易及び開發に關する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求める件

造船法の一部を改正する法律案(内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年三月十七日

參議院議長 船田 中殿 重宗 雄三

都道府県	港	名
北海道		枝幸、雄武、紋別、網走、羅臼、根室、花咲、霧多布、厚岸、釧路、十勝、幌
		瀬棚、様似、浦河、苦小牧、室蘭、伊達、森、白尻、函館、松前、福島、江差
		苗穂、寿都、岩内、余市、小樽、増毛、留萌、苦前、羽幌、天塩、稚内、青
		天壳、焼尻、香形、鬼脇、鷲泊、香深、船泊
青森	津浦、雄勝、八木、宮古、山田、大船、釜石、大船渡、広田	
岩手	久慈、八木、宮古、山田、大船、釜石、大船渡、広田	
岩手	氣仙沼、志津川、女川、鶴川、萩浜、渡波、石巻、塙釜	
宮城	象潟、金浦、平沢、本荘、秋田船川、戸賀、北浦、能代	
秋田	酒田、加茂、由良、鼠ヶ関	
山形		
福島	松川浦、四倉、江名、中之作、小名浜	
茨城	平潟、大津、会瀬、日立、磯崎、那珂湊、大洗	
千葉	勝浦、白浜、館山、木更津、千葉、船橋市川	
千葉	銚子	

昭和四十年五月十一日 衆議院会議録第四十二号

造船法の一部を改正する法律案外一案

昭和四十年五月十一日 衆議院会議録第四十二号 造船法の一部を改正する法律案外一案

九九六

東京	岡田、波浮、元村、新島、大久保、神湊、八重根
神奈川	横須賀、三崎、真鶴
新潟	能生、直江津、柏崎、寺泊、新潟、岩船、西津、羽茂、小木
富山	魚津、伏木富山、氷見
石川	七尾、穴水、宇出津、小木、飯田、輪島、福浦、澁、金沢
福井	和田、小浜、敦賀、三国
静岡	熱海、網代、伊東、稻取、下田、手石、松崎、宇久須、土肥、戸田、静浦、沼津
愛知	伊良湖、福江、泉、田原、豊橋、蒲郡、東幡豆、吉田、一色、衣浦、師崎、篠島、桑名、四日市、千代崎、津、松阪、宇治山田、鳥羽、波切、浜島、五ヶ所、長島、引本、尾篠、木本
三重	久美浜、浅茂川、間人、中浜、本庄、伊根、宮津、舞鶴、野原、田井
大阪	深日、阪南、大阪
兵庫	尼崎、西宮、神戸、明石、二見、別府、高砂、伊保、八木、姫路、相生、赤穂、津居山、柴山、香住、浜坂、岩屋、洲本、由良、福良、湊、都志、郡家、赤良、湯浅庄、和歌山下津
和歌山	良、鶴海、牛窓、西大寺、小串、岡山、宇野、日比、琴浦、味野、下
鳥取	米子、赤崎、鳥取、網代、田後
島根	益田、浜田、江津、仁方、久手、大社、恵曇、加賀、七ヶ、美保関、松江、安来、西郷、浦郷
岡山	日生、片上、鶴海、牛窓、西大寺、小串、岡山、宇野、日比、琴浦、味野、下
広島	福山、尾道糸崎、忠海、竹原、安藝津、吳、広島、廿日市、大竹、土生、重井、佐木、瀬戸田、鍋崎、木ノ江、御手洗、大西、蒲刈、嚴島
山口	岩国、宍内、關、久賀、安下庄、丸尾、柳井、宇部、小野田、厚狭、小串、特牛、角島、粟野、三田、萩須佐、江崎

福山	口岡門	徳島	島	撫養、今切、徳島、小松島、富岡、橘、由岐、日和佐、牟岐、浅川、宍喰
香川	三本松、引田、坂手、詫間、内海、池田、土庄、直島	豊浜、宇和島、吉田、三瓶、八幡浜、川之石、三崎、三机、長浜、郡中、松山、北条、菊間、今治、吉海、壬生川、西条、新居浜、三島、寒川、川之江	香川	三本松、引田、坂手、詫間、内海、池田、土庄、直島
愛媛	山浦、宇和島、吉田、三瓶、八幡浜、川之石、三崎、三机、長浜、郡中、松岡村、宮浦、伯方	深浦、奈半利、高知、宇佐、須崎、久礼、上ノ加江、佐賀、上	媛	山浦、宇和島、吉田、三瓶、八幡浜、川之石、三崎、三机、長浜、郡中、松岡村、宮浦、伯方
高知	甲浦、室戸岬、清水、室津、奈半利、高知、宇佐、須崎、久礼、上ノ加江、佐賀、上	川口、下田、清水、室津、奈半利、高知、宇佐、須崎、久礼、上ノ加江、佐賀、上	知	甲浦、室戸岬、清水、室津、奈半利、高知、宇佐、須崎、久礼、上ノ加江、佐賀、上
福岡	加布里、博多、大島、芦屋、苅田、宇島、三池、大牟田、若津	伊万里、呼子、唐津、住ノ江、諸富	佐賀	伊万里、呼子、唐津、住ノ江、諸富
長崎	島原、口之津、小浜、茂木、脇岬、長崎、式見、瀬戸戸、大村、崎戸、佐世保、相浦、白浦、江迎、田平、今福、福江、富江、玉之浦、岐宿、奈留島、奈良尾、有川、笛吹、平戸、津吉、生月、大島、芦辺、郷ノ浦、勝本、比田勝、佐須奈、蕨原、豆駿	伯耆、高田、竹田津、国東、守江、別府、大分、佐賀関、臼杵、津久見、佐	佐賀	島原、口之津、小浜、茂木、脇岬、長崎、式見、瀬戸戸、大村、崎戸、佐世保、相浦、白浦、江迎、田平、今福、福江、富江、玉之浦、岐宿、奈留島、奈良尾、有川、笛吹、平戸、津吉、生月、大島、芦辺、郷ノ浦、勝本、比田勝、佐須奈、蕨原、豆駿
熊本	水俣、佐敷、八代、三角、百貫、長洲、姫戸、本渡、牛深、富岡、鬼池	大分	大分	水俣、佐敷、八代、三角、百貫、長洲、姫戸、本渡、牛深、富岡、鬼池
鹿児島	志布志、内之浦、大泊、大根占、鹿屋、垂水、福山、加治木、鹿児島、山川、枕崎、野間池、串木野、川内、阿久根、米ノ津、西之表、島間、中飯、手打、一渙、宮之浦、名瀬、古仁屋	宮崎	北浦、延岡、土々呂、細島、宮崎、内海、油津、外浦、福島	志布志、内之浦、大泊、大根占、鹿屋、垂水、福山、加治木、鹿児島、山川、枕崎、野間池、串木野、川内、阿久根、米ノ津、西之表、島間、中飯、手打、一渙、宮之浦、名瀬、古仁屋
福岡	中津	大分	大分	中津

附則

1 (施行期日)  
この法律は、昭和四十年七月一日から施行する。

(港域法の廃止)

2 港域法(昭和二十三年法律第百七十五号)は、廃止する。

3 (他の法律の一部改正)  
3 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

4 第一条第二項中「別に法律でこれを定める」を

第一項に次の二項を加える。  
前項第二号の港の区域は、港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域によるものとする。ただし、運輸大臣は、政令で定めるところにより、特に港を指定し、これと異なる区域を定めることができる。

海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。  
第一条第二項中「別に法律でこれを定める」を

「港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)第一條の規定に基づく政令で定めるところによる」に改める。

5 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「港域法(昭和二十三年法律第二百七十五号)の港の区域」を「港則法(昭和二十三年法律第二百七十四号)に基づく港の区域」に、「港域法の港の区域」を「同法に基づく港の区域」に改める。

6 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第一項中「港域法(昭和二十三年法律第二百七十五号)に定める区域」を「港則法(昭和二十三年法律第二百七十四号)に基づく港の区域」に改める。

7 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九十六条第一項中「港域法(昭和二十三年法律第二百七十五号)で定めるところにより」を「港則法(昭和二十三年法律第二百七十四号)に基づく港の区域により」に改める。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員会理事田邊國男君。

造船法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

〔会議録追録に掲載〕

造船法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

〔会議録追録に掲載〕

〔田邊國男君登壇〕

○田邊國男君 たゞいま議題となりました両法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、造船法の一部を改正する法律案について申し上げます。

從来、船舶の推進性能試験並びに船舶用推進機関及び船舶用ボイラの性能試験に対する手数料は、その最高限度額が法律で定められていましたが、最近、試験項目、試験方法等が多様、複雑化してまいりましたので、本案は、これらの手数料の額を試験に要する費用の範囲内で省令で定めようとするものであります。

本案は、三月十九日政府より提案理由の説明を聽取し、五月七日質疑を行ない、同日、討論を省略し、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、港則法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の港湾事情の変化に対応して、港内における船舶交通の安全を確保するため、從来法律で定められていた港の区域並びに特定港を政令で定めるとともに、関係法律の改廃をはからうとするものであります。

本案は、四月二十七日政府より提案理由の説明を聽取し、本十一日、質疑を行ない、討論を省略し、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決したします。

次に、港則法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 関税及び貿易に関する一般協定を貿易及び開発に関する第四部の追加のために改正する議定書

○議長(船田中君) 日程第二、関税及び貿易に関する一般協定を貿易及び開発に関する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

右

関税及び貿易に関する一般協定を貿易及び開発に関する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求めるの件

国会に提出する。

昭和四十一年三月十日

内閣總理大臣 佐藤 榮作

右

関税及び貿易に関する一般協定を貿易及び開発に関する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求めるの件

第三十五条の次に次の区分の表題及び諸条を加える。

第四部 貿易及び開発

A 第三十六条 原則及び目的

1 締約国は、

(a) この協定の基本的な目的がすべての締約国の生活水準の引上げ及び経済の漸進的開発を含むことを想起し、また、この目的の達成が低開発締約国にとって特に緊急なものであることを考慮し、

(b) 低開発締約国の輸出収入がこれらの締約国との経済開発において決定的な役割を果たすことができるること並びにこの寄与の程度が低開發締約国により不可欠な輸入に対して支払われる価格、これらの締約国の輸出の數量及びこれらの輸出に對して支払われる価格にかかることを考慮し、

(c) 低開發締約国における生活水準の急速な引上げる生活水準との間に大きい格差があることに留意し、

(d) 低開発締約国の經濟開発を促進し、かつ、これらの国における生活水準の急速な引上げをもたらすため、個別行動及び共同行動が不可欠であることを認め、

經濟的及び社会的な發展を達成する手段としての國際貿易が、この条に定める目的に合



(c) 個個の低開發締約国の開発の計画及び政策

を分析すること並びに潜在的な輸出能力の開発を促進し、及びそのようにして開発された産業の產品の輸出市場への進出を容易にするための具体的な措置を講ずるために貿易と援助との関係を検討することに協力しなければならず、また、この点に関し、個個の低開發締約国の貿易と援助との関係の組織的研究であつて、潜在的な輸出能力、市場の見通し及びさらには必要となることがある行動を明確に分析することを目的とするものにおいて、各國政府及び国際機関（特に、経済開発のための資金上の援助に関する権限のある機関）と適切な協力を行なうように努めなければならぬ。

(d) 低開發締約国の貿易の成長率を特に考慮し

つつ世界貿易の推移を絶えず検討し、かつ、締約国に対し、その状況において適当と認められる勧告を行なわなければならない。

(e) 各国と技術上及び商業上の基準の設定により、並びに貿易に関する情報の供給の増大及び市場調査の発達のための措置を通じて輸出の促進により、生産、輸送及び市場取引に関する技術上及び商業上の基準の設定により、並びに貿易に関する情報の供給の増大及び市場調査の発達のための措置を通じて輸出の促進につき、実行可能な方法を求めるに協力しなければならない。

(f) 第三十六条に定める目的を助長し、かつ、この部の規定を実施するためには必要な制度上の措置を講じなければならない。

## B

附屬書I／一般協定前文、第二部及び第三部を改正する議定書B(i)の規定に従つて附屬書Hとなるもの）に次の注釈を加える。

### 第四部について

第四部において「先進締約国」と「低開發締約国」とは、関税及び貿易に関する一般協定の締約である先進国及び低開發国をいふものと了解す

るものとする。

### 第三十六条について

1について

この条の規定は、第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書が効力を生じた場合における同議定書I-Aの規定による改正後の第一条に定める目的に基づくものである。

4について

「一次産品」には、農産物を含む。（第六十一条Bについての注釈2参照）

5について

「経済構造の多様化の計画には、一般に、一次産品の加工に関する活動の強化及び製造工業の開発であつて、個個の締約国の状況並びに種々の商品の生産及び消費に関する世界の事情を考慮した上で行なうものを含むものとする。」

8について

「相互主義を期待しない」という表現は、この条に定める目的に従い、過去における貿易の推移を考慮した場合に低開發締約国の開発上、資金上及び貿易上の必要に合致しない寄与を低開發締約国が貿易交渉において行なうことを期待すべきではないことを意味するものと了解される。

8の規定は、第十九条A、第二十八条、第二十九条の二（第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書I-Aに規定する改正が効力を生じた後は、第二十九条）若しくは第三十三条の規定に従い、又はこの協定に基づくその他の手続に従つて措置が教られる場合に適用する。

### 3(b)について

3(b)に規定する他の措置には、場合により、国内の経済構造の改革を促進し、特定の産品の消費を奨励し、又は貿易促進の措置を執るための方策を含むことができる。

2 この議定書は、一般協定の締約団の書記局長に寄託されるものとする。この議定書は、一般協定の締約国及び一般協定に暫定的に加入した政府により署名その他によつて受諾されるため、千九百六十五年十二月三十一日まで開放しておく。ただし、この議定書を受諾することができる期間は、締約団の決定により、いずれかの締約国又は前記の政府について前記の日をこえて延長することができる。

3 2の規定によるこの議定書の受諾は、1に定める改正の一般協定第三十二条の規定による受諾を構成するものとみなされる。

4 1に定める改正は、この議定書が締約国である政府の三分の二により受諾された時に、一般協定第三十条の規定に従つて効力を生ずる。4-1に定める改正は、一般協定に暫定的に加入した政府と締約国である政府との間において、また、一般協定に暫定的に加入した二つの政府の間ににおいて、当該二政府がこの改正を受諾した時に効力を生ずる。ただし、この改正は、暫定的加入に関する文書が当該二政府の間ににおいて効力を生ずる前又はこの改正が4の規定に従つて効力を生ずる前には、当該二政府の間ににおいて効力を生じない。

5 1に定める改正は、一般協定に暫定的に加入した政府と締約国である政府との間において、当該二政府の間ににおいて、当該二政府がこの改正を受諾した時に効力を生ずる。ただし、この改正は、暫定的加入に関する文書が当該二政府の間ににおいて効力を生ずる前又はこの改正が4の規定に従つて効力を生ずる前には、当該二政府の間ににおいて効力を生じない。

### 改正する議定書

3(b)

千九百五十五年六月十五日にジュネーヴで作成された一般協定第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書、一般協定前文、第三十条を改正する議定書、一般協定の機構上の改正に関する議定書に関する議定書

(iv) 千九百五十五年十二月三日にジュネーヴで作成された一般協定第一部分、第二十九条及び第三十条を改正する議定書、一般協定前文、第二部及び第三部を改正する議定書及び一般

千九百五十五年十二月三日にジュネーヴで作成された一般協定第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書

正に関する議定書

千九百五十五年十二月三日にジュネーヴで作成された一般協定第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書、一般協定前文、第三十条を改正する議定書

千九百五十五年十二月三日にジュネーヴで作成された一般協定第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書

千九百五十五年十二月三日にジュネーヴで作成された一般協定第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書

千九百五十五年十二月三日にジュネーヴで作成された一般協定第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書

千九百五十九年二月十八日にジュネーヴで作成された一般協定の譲許表の本文の訂正及び修正に関する第八議定書

千九百五十九年二月十八日にジュネーヴで作成された一般協定の譲許表の本文の訂正及び修正に関する第八議定書

千九百五十九年八月十七日にジュネーヴで作成された一般協定の譲許表の本文の訂正及び修正に関する第九議定書

一般協定の締約国は、この議定書をまだ執つていない場合には、当該受諾の際に書記局長に対して書面によつて別段の通告を行なわない限り、次の各文書の当事国となるための最終的措置を構成する。

(i) 千九百五十五年三月十日にジュネーヴで作成された一般協定第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書

千九百五十五年三月十日にジュネーヴで作成された一般協定前文、第二部及び第三部を

7

8 この議定書は、国際連合憲章第一百二条の規定に従つて登録される。

この議定書は、国際連合憲章第一百二条の規定に従つて登録される。

じく正文である英語、フランス語及びスペイン語により、本書一通を作成した。

アルゼンティン共和国のために	マダガスカル共和国のために
オーストラリア連邦のために	ドミニカ共和国のために
オーストリア共和国のために	フランス共和国のために
ペルギー王国のために	ガボン共和国のために
ビルマ連邦のために	ドイツ連邦共和国のために
カナダのために	ガーナ共和国のために
中央アフリカ共和国のために	ハイチ共和国のために
セイロンのために	アイスランド共和国のために
チャード共和国のために	インドのために
チリ共和国のために	イングランド共和国のために
コソボ共和国(プラザヴィル)のために	イスラエル国のために
キューバ共和国のために	ナイジニア連邦共和国のために
サイprus共和国のために	ノールウェー王国のために
チエコスロバキア社会主義共和国のために	パキスタンのために
ダホメ共和国のために	ペルー共和国のために
デンマーク王国のために	ポルトガル共和国のために
ルクセンブルグ大公国のために	ローデシアのために
スペイン国のために	セネガル共和国のために
南アフリカ共和国のために	シエラ・レオーネのために
クウェイト国のために	日本国のために
日本国のために	ケニヤのために
日本国のために	ウルグアイ東方共和国のために
日本国のために	上ヴァルタ共和国のために
日本国のために	アメリカ合衆国のために
日本国のために	合衆国のために
日本国のために	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
日本国のために	アラブ連合共和国のために
日本国のために	トルコ共和国のために
日本国のために	テュニジア共和国のために
日本国のために	モーリタニア回教共和国のために
日本国のために	マルタのために
日本国のために	マラウイのために
日本国のために	タンザニア連合共和国のために
日本国のために	トリニダード・トバゴのために
日本国のために	スウェーデン王国のために
日本国のために	マダガスカル共和国のために
日本国のために	タンザニア連合共和国のために
日本国のために	トーチ共和国のために
日本国のために	イスラエル共和国のために
日本国のために	モーリタニア回教共和国のために
日本国のために	マルタのために
日本国のために	マラウイのために
日本国のために	タンザニア連合共和国のために
日本国のために	トリニダード・トバゴのために
日本国のために	スウェーデン王国のために

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます、外務委員長安藤覺君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔安藤覺君登壇〕

きまして、外務委員会における審議の経過並びに



ており、免許基準が低く、十分なる精神機能テスト等を行なわねない不備等にあるのであります。

かかるに、政府は、以上のようない交通事故の根本原因は正を愈り、罰則強化と懲役刑の付加を内容とする本法案を提案し、当面を翻塗しようとすることは、断じて適切な施策とは言えないのです。

(拍手) 本理由により、私は本法案に強く反対するものであります。

反対理由の第一は、罰則強化政策は、根本的な理由により、私は本法案に強く反対するものであります。

以上のような基本的立場に立つて、次のようないます。

事故防止対策にならず、むしろ悪質犯を醸成することになるからであります。

昭和三十五年の道路交通法の制定にあたり、罰則強化がなされ、當時、取り締まり当局はそれに

も最近は、道路の拡張等、交通環境の整備が第一であると述べております。

また、本人の責任とは言えないような事故に対しても、厳罰主義で過酷な、納得のいかない罰則が適用されているため、低賃金や低い生活水準と相まって、いたずらに反抗心のみを植えつけ、その実効はあがっていないのであります。さきに東京高裁の判例におきましても、「刑罰をもつてする威嚇より、ます規則の周知徹底が先決問題である」と指摘しているのであります。(拍手)

理由の第一は、業務上過失致死傷罪についての懲役刑を付することは、刑法体系上問題であり、いわゆる開放処遇政策とも矛盾するものであると考えるからであります。

刑法が禁錮刑と懲役刑を区別して科刑していることは意味があるところであります。破廉恥罪ではない業務上過失致死傷罪に懲役刑を付加する

ことは、改正刑法準備草案審議に際しても問題とされています。そこであります。また、新聞報道等によりますと、法務省は、道路交通法違反の受刑者に対し、受刑態度がよいところから、開放処遇を実施し、社会復帰の効果をあげる措置をとろうとしているようですが、このような観点からも、本法案は実態に逆行するものといわなければなりません。(拍手)

さらに、理由の第三は、業務上過失致死傷罪の解釈適用がともすれば拡大され、刑法上問題化しているとき、罰則を強化することは、なおさら問題であると思うであります。

現行法の解釈適用について、裁判所は、業務の範囲を、營利、非營利を問わず、反復継続される行為はすべて含まれると広く解釈し、娛樂としての特徴行為もこれに含めて処断しております。また、その業務上必要な注意義務の範囲も、法令のみならず、条理その他社会通念上当然に要求される注意義務であるといふに、きわめて広く拡大解釈され、実務上問題となっているところであります。

たが、自來今日まで、統計上明確な答えが出ているとおり、事故は増加の一途をたどり、警察当局も最近は、道路の拡張等、交通環境の整備が第一であると述べております。

また、本人の責任とは言えないような事故に対する結果を招くことを深く憂慮するものであります。

国民とともに、勤勉にして善良な交通運輸關係者に対する結果を招くことを深く憂慮するものであります。

労働者もまた今日の交通戦争の最も直接の被害者であります。もし、本法が真に正しい改正であるならば、これらの人々も、みずからを守る法改正として、喜んでこれを歓迎するであります。

したがいまして、私は、諸外国の最近の立法例において見られるように、過失犯の区別を、業務上と一般とに区別することなく、重大なる過失と軽微なる過失とに区別して处罚すべきであるとの意見であります。もし刑法を改正しよるとするならば、むしろこの際、業務上過失致死傷罪を削除して、重過失致死傷罪によって悪質な交通事故犯を処断すべきであり、また、めいてい、無免許運転等に対しましては、道路交通法を改正して处罚すべきであると考へます。

以上、種々反対の理由と本來あるべき方途について申し述べましたが、これを要するに、本法案が、近年とみに増加しつつある悪質交通事故犯の取り締まりを強化し、国民の生命と安全を守ることとは意味があるところでありまして、破廉恥罪ではない業務上過失致死傷罪に懲役刑を付加する改正内容のため、命をすり減らすような重労働

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○議長(船田中君) 動議を御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

○議長(船田中君) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

○議長(船田中君) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

右

国会に提出する。

内閣總理大臣 佐藤 築作

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

法律

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正す

る。

第一項第一号中「から第四号まで」を「及び第四号」に改め、「職員団体の負担金」の下に「と 同項第一号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」を加える。

## 第一百四十二条第二項の表中

## 第一百十三条第四項

		地方公務員法第五十二条の職員団体（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の六の職員団体を含む。）又は地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第一八十九号）第五条（同法附則第四項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務にもつぱら従事する職員である組合員	
		専従職員（国家公務員法第九十八条の職員団体（以下「職員団体」といいう。）の事務にもつぱら従事する職員である組合員）を	
		第三条の二を次のように改める。 第三条の二 新法附則第三条第一項に規定する旧組合の組合員であつた者に係る国的新法の規定による長期給付又は国の施行法第三条ののほか、三十七年法が施行されなければ当該給付の支給について適用されるべき法令の規定が準用されるものとする。 第三条の三第三項に次の一号を加える。 五 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二号）による改正前の恩給法第五十八条ノ四第一項の規定に相当する恩給組合条例の規定 当該恩給組合条例の規定は、法律第 号による改正後の恩給法第五十八条ノ四第一項の規定と同様に改正されたものとする。	
		第三条の三に次の二項を加える。 4 恩給に関する法令の改正により恩給の年額が改定された場合においては、第三条第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退職年金額の改定による退職年金額の額が第六条第二項本文の規定を適用しないとしたならば第一項の更新組合員が受ける権利を有することとなる退職料又は共済法の退職年金につき、恩給の年額の改定に関する法令の規定に準じ政令で定める基準に従いその年額を改定した退職年金条例若しくは共済条例の規定又は第三条の三第四項若しくは第三条の四の規定を適用するとしたならば支給すべき額とする。 第四十一条を次のよう改める。	
		（公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障）	
		第三十八条の規定による遺族年金の額が七千六百四十四円（当該遺族年金を受ける遺族につきその者の収入により生計を維持する	

<p>附則第十一条第三項中「及び第九条の規定の例による」を「の規定の例によるほか、地方自治法第百六十八条规定から第百七十二条规定まで及び第二編第九章（第二百八十八条、第二百三十二条の二、三百三十五条の二第一項及び第三項、第二百三十六条並びに第二百四十三条の二を除く。）の規定は、準用しない」に改め、同條中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。</p>	<p>町村の職員をもつて組織する市町村職員共済組合は、当該一部事務組合の権利義務を承継するものとする。      （地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）      第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）目次中「組合役職員及び連合会役職員」を「組合役職員等」に、「第一百三十条」を「第二百四十三条の二第一項」とし、同項後段を次のように改める。</p>
<p>第三条の四第一項中「年金額改定法」を「三十七年改定法」に改め、同項後段を次のように改める。</p>	<p>第三条の四第一項中「年金額改定法」を「三十七年改定法」に改め、同項後段を次のように改める。</p>

<p>第三条の四第一項中「年金額改定法」を「三十七年改定法」に改め、同項後段を次のように改める。</p>	<p>第三条の四第一項中「年金額改定法」を「三十七年改定法」に改め、同項後段を次のように改める。</p>
--	--

遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するものがあるときは、その一人につき四千八百円を加算した金額とし、第十二条第一項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。)より少ないときは、当分の間、その額を当該遺族年金の額とする。

第五十七条第二項中「第六項」を「第七項」に改め、「第四項第一号」の下に「又は第三号」を加え、「同条第四項中「普通恩給の額」の下に「恩給の年額が改定された場合においては、当該恩給の年額の改定に関する法令の規定の例により改定した額」を加え、同条第七項及び第八項中「十一万円」を「十五万円」に、「五十五万円」を「七十五万円」に改める。

第九十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 恩給の年額が改定された場合における第一項に規定する警察監獄職員の普通恩給の額は、第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば第一項の更新組合員が受けれる権利を有することとなる警察監獄職員の普通恩給の規定の例により改定した額とする。

第十章の章名中「組合役職員及び連合会役職員」を「組合役職員等」に改める。

第一百三十条の見出し中「組合役職員及び連合会役職員」を「組合役職員等」に改め、同条第一項中「この条」を「この章」に改め、同条第二項中「は、同日において」を「の団体の職員として施行日まで引き続いている期間は、」に改め、同項後段を削る。

第十章中第一百三十条の次に次の二項を加える。

(第十条を除く)の規定の適用については、(施行日)の規定の適用については、

規定する地方公団体で同項の申出をしなかつたものが健康保険組合を組織しなくなつたことに伴い当該健康保険組合が解散した場合において、当該解散した日に当該解散した健康保険組合に使用される者(常時勤務に服すことを要しない者及び臨時に使用される者を除く)以下「解散健康保険組合の職員」といふ)であつた者が、引き続き組合役職員であることを要する。

第一項の規定は、同条第一項の規定並びに次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

一 第百四十三条の二第一項第一号の期間で解散健康保険組合の職員であつた期間	第六十四条第一項に規定する旧市町村共済法の旧長期組合員期間
二 第百四十三条の二第一項第一号の期間で解散健康保険組合の職員でなかつた期間	第六十四条第一項に規定する控除期間
三 第百四十三条の二第一項第三号の期間	第七条第一項第三号の期間
四 昭和三十九年十月一日以後の団体共済組合員期間(新法第一百九十七条第一項に規定する団体共済組合員期間をいう。次項において同じ。)	施行日以後の組合員期間

2 前項の規定の適用を受ける者の同項の表の上欄に掲げる期間は、同項の解散した日後ににおける新法第十二章及びこの法律第十三章の二の規定の適用については、団体共済組合員期間に該当しないものとみなす。	うち、共済条例の旧長期組合員期間と同様の取扱いをされていた期間は、職員であつたものとみなし、当該期間は、第七条第一項第三号の期間に該当するものとする。
2 新法第一百七十四条第一項に規定する団体共済組合は、新法第一百九十二条の規定による積立金のうち、第一百三十条の二第一項の規定の適用を受ける者の同項の表の上欄に掲げる期間に係る部分を、政令で定めるところにより、組合に移換するものとする。	第百三十八条の見出し中「交付金」を「交付金等」に改め、同条に次の二項を加える。

第三条 改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中地方公務員等共済組合法の长期給付等に関する施行法目次、第十章の章名、百四十三条第一項第五号に規定する団体共済更新組合員に限る。)は、第六十四条第一項に規定する更新組合員とみなし、当該組合役職員である組合員となつた者の次の表の上欄に掲げる期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間に該当するものとする。	(施行期日)
第二条 改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中地方公務員等共済組合法の长期給付等に関する施行法目次、第十章の章名、百四十二条第二項の規定は、この法律の公布の日から施行する月分以後の負担金について適用し、同月前月分の負担金については、なお従前の例による。	第一項の規定、第二条中地方公務員等共済組合法の长期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第三条の二において準用する昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律第四条及び第五条の規定に関する年金額の改定により増加する費用(公務による廃疾年金又は公務による遺族年金に係るものとみなし、当該期間は、第七条第一項第三号の期間に該当するものとする。
2 改正後の地方公務員等共済組合法の长期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第三条の二において準用する昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律第四条及び第五条の規定に関する年金額の改定により増加する費用(公務による廃疾年金又は公務による遺族年金に係るものとみなし、当該期間は、第七条第一項第三号の期間に該当するものとする。	2 改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中地方公務員等共済組合法の长期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第三条の二において準用する昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律第四条及び第五条の規定に関する年金額の改定により増加する費用(公務による廃疾年金又は公務による遺族年金に係るものとみなし、当該期間は、第七条第一項第三号の期間に該当するものとする。
第三条 改正後の施行法第三条第一項の規定によつて、これらの者の多額所得による恩給組合条例の退職料の停止(多額所得による恩給組合条例の退職料の停止に関する経過措置)により、市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例による。	第三条 改正後の施行法第三条第一項の規定によつて、これらの者の多額所得による恩給組合条例の退職料の停止(多額所得による恩給組合条例の退職料の停止に関する経過措置)により、市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例による。





一条を加える改正規定
第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第一条、第二百四十二条の改正規定
附則第七条の規定
昭和四十年六月一日
附則第六条の次に次の二条を加える。

(地方議会議員の年金制度の改正に伴う経過措置等)

第七条 改正後の法の規定による退職一時金については、昭和二十二年四月三十日から昭和四十一年五月三十一日までの間ににおける地方議会議員としての在職期間は、改正後の法の規定による地方議会議員としての在職期間とみなし、改正後の法の在職期間の計算に関する規定を適用する。

2 改正後の法第一百六十六条第二項の規定は、昭和四十年六月分以後の掛金について適用し、同月前の月分の掛金については、なお従前の例による。

3 昭和四十年五月三十一日以前における地方議会議員としての在職期間を有する者に対し改正後の法第一百六十一条の二第二項の規定を適用する場合においては、その者の同日以前における在職期間に係る掛け金は、同項の掛け金の総額に算入しない。

4 昭和四十年五月三十一日以前における地方議会議員としての在職期間がその者の退職一時金の基礎となつた者に対し改正後の法第一百六十一条第四項の規定を適用する場合においては、同

は、同項の退職一時金の基礎となつた在職期間に含まないものとする。同日以前における地方議会議員としての在職期間がその者の退職一時金の基礎となつた者に対し改正後の法第一百六十一条第二項の規定を適用する場合においても、また同様とする。

5 この法律による地方議会議員の年金制度の改正に伴う掛け金率の改定は、一時金である共済給付金の給付に要する費用に充てるために行なわれるものであつて、共済給付金の支給の実績に照らし、改正後の法第一百六十七条の規定による地方公共団体の負担が加重されるおそれが生じた場合には、当該掛け金率等につき、必要に応じ、検討されるべきものとする。

○朗読を省略した議長の報告  
(法律公布奏上及び通知)

一、去る七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。  
消防法及び消防組織法の一部を改正する法律  
(報告書受領)

一、去る七日、内閣を經由して日本銀行政策委員会議長宇佐美洵君から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定による報告書を受領した。  
一、去る八日、内閣から次の報告書を受領した。  
昭和三十九年度第三・四半期における予算使用的状況  
(政府委員退任)

一、去る七日、佐藤内閣總理大臣から船田議長宛、十日議長において承認した安川壯外五名を同日第十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受け取った。  
一、去る七日、議院運営委員長において、次の通り理事の補欠を指名した。  
理事 鈴木 一君 (三十日委員辞任につき)  
(理事補欠選任)

一、去る七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

天野 公義君 亀岡 高夫君  
野呂 恭一君 渥 德郎君  
上林山榮吉君 倉石 忠雄君  
中垣 國男君 馬場 元治君  
地方行政委員  
門司 亮君 内海 清君  
法務委員  
中垣 國男君 馬場 元治君  
濱野 清吾君 藤枝 泉介君  
山手 滉男君 西村 築一君



天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓農振興臨時措置法の一部を改正する法律案

一、昨十日、議員から提出した議案は次の通りである。

牛乳管理特別会計法案(有馬輝武君外六名提出)  
砂糖消費稅法を廢止する法律案(有馬輝武君外六名提出)

(議案受領)

一、去る八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律案

(議案付託)

一、去る八日、委員会に付託された議案は次の通りである。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓農振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三四号)

農林水産委員会 付託

一、去る八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律案(平島敏夫君外一名提出、参法第一六号)(予)

大蔵委員会 付託

一、昨十日、委員会に付託された議案は次の通りである。

公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(高橋重信君外九名提出)

農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、去る七日、参議院に送付した内閣提案案は次の通りである。

厚生省設置法の一部を改正する法律案  
建設省設置法の一部を改正する法律案  
厚生年金保険法の一部を改正する法律案  
船員保険法の一部を改正する法律案  
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十日、予備審査のため次の本院議員提案案を参議院に送付した。

公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(高橋重信君外九名提出)

(議案通知)

一、去る七日、参議院送付の次の内閣提案案を可決した旨参議院に通知した。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

(議案の要旨及び目的)

一、去る八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律案(平島敏夫君外一名提出、参法第一六号)(予)

大蔵委員会 付託

一、去る八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の通りである。

公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(高橋重信君外九名提出、衆法第三五号)

文教委員会 付託

二、議案の可決理由

本案は、船舶の推進性能試験並びに船舶用推進機関及び船舶用ボイラの性能試験の複雑化について相互主義を期待しないこと、やむを得ない理由のある場合を除いて低開發締約国に適用する貿易障害の軽減又は廃止に関する約束について相互通報する。右報告する。

昭和四十年五月七日

衆議院議長 船田 中殿 運輸委員長 長谷川 岢

関税及び貿易に関する一般協定を貿易及び開発に関する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一、本件の要旨及び目的

現行のガットの規定三十五箇条のうち、低開發国に対する特徴的な配慮を定めた条項は第十八条の一箇条にすぎないため、低開發国側より、低開發国貿易促進の見地から、ガットの改正を検討すべきであるとの声が強くなり、その結果、昭和三十八年五月の大蔵会議においてそのための規定機構委員会が設置され、直ちに改正の準備作業が開始された。

二、本件の議決理由

本議定書を締結することは、低開發締約国の貿易促進についての強い要請にこたえ、他の先進締約国と協調して低開發締約国との貿易関係を開拓に發展させてゆくため、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和四十年五月七日

衆議院議長 船田 中殿 外務委員長 安藤 覚

二、本件の議決理由

本改正案は、このよろんな事態にかんがみ、これららの手数料の額を試験に要する費用の範囲内で省令で定めよとするものである。

昭和四十年五月十一日 衆議院会議録第四十二号 朗讀を省略した議長の報告 議案に関する報告書

本改正案は、このよろんな事態にかんがみ、このよろんな情勢にかんがみ、先進国側も、現状でできる限り低開發国側の要求をいたてガットに要する改正を加える必要を認め、昭和三十一年十一月に開催されたガット締約国團特別會議において、低開發国貿易促進のために先進国

## 一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における交通事犯処理の実情とその事犯の内容等にかんがみ、刑法の併合罪の範囲及び業務上過失致死傷罪の法定刑を改正しようとするもので、その主な内容は次の通りである。

## 1

刑法第四十五条後段の併合罪となる罪の範囲を禁錮以上の刑に処する確定裁判があつた罪とその裁判確定前に犯された罪とに限るものとすること。

2 業務上過失致死傷罪の法定刑に五年以下の懲役刑を加えるとともに、その禁錮刑の長期を五年に引き上げること。

## 二 議案の可決理由

最近の自動車運転に基因する業務上過失致死傷事件の実情をみると、数において激増しつつあるのみならず、質的にも酒酔運転、無免許運転、無謀な高速度運転等高度の社会的非難に値する悪質重大事犯が続出し、これが防止対策の樹立は現下喫緊の要事とされている。

本案は、この際、その防止対策の一環として刑法第四十五条後段の併合罪となる罪の範囲に所要の改正を行ない刑事裁判の迅速円滑な運営を図るとともに、業務上過失致死傷罪の法定刑の引上げを行ない、この種事犯のうち特に悪質重大なものに対してより厳正な処分を行ないうるようにしてよろとするものであつて、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、自由民主党提案の別紙の通りの附帯決議を附すことに決した。

右報告する。

昭和四十年五月七日

衆議院議長 船田 中殿  
法務委員長 濱田 幸雄  
〔別紙〕

刑法第二百十一条の法定刑の引上げは、高速度交通機関の運行に従事する者の権益に重大な影響を及ぼすおそれのあるものであるから、この改正規定の施行に当たつては、政府並びに裁判所は、

酩酊運転、無免許運転、危険な高速度運転等のいわゆる無謀運転による悪質な事犯を嚴重に処罰するとの本改正の趣旨と目的にかんがみ、一般善良な運転者等の権益の擁護について、万全を図るよう期待する。

右決議する。

## 衆議院会議録第四十一号中正誤

年	月	日	段	行	誤	正
九四	三	三〇	二	衛生	衛生	正
九五	一	五	一	行	誤	正
九六	四	四	四	すし詰め	すし詰め	正
二十六						四十一年度

定価 一部 二十五円  
(ただし良質紙三十円)  
発行所 東京都港区赤坂葵町二番地  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五六二四四一(大)